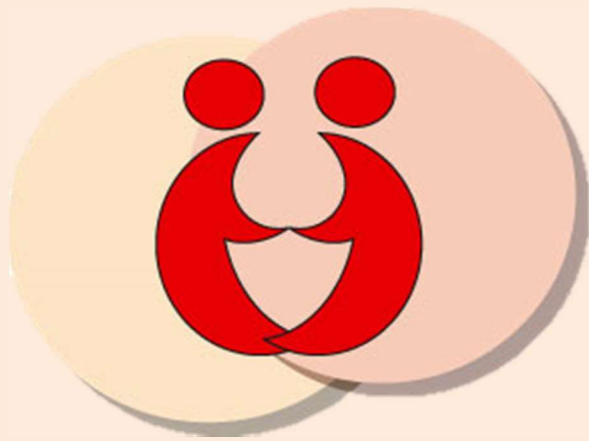


# いのち支える広島プラン

(第3次広島県自殺対策推進計画)  
(概要版)



大切な 命守ろう 地域の輪

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

令和5(2023)年3月  
広島県

## いのち支える広島プランの概要

### 第1章 計画策定の趣旨

- 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、平成 22 (2010) 年度に「広島県自殺対策推進計画～いきる・ささえる広島プラン～」(以下、「第1次計画」という。)を策定し、平成 27 (2015) 年度までの6年間の取組により、自殺で亡くなった人は平成 22 (2010) 年の 668 人から減少傾向に転じ、平成 27 (2015) 年には 492 人と 500 人を割り込むまでに減少した。その後、平成 28 (2016) 年 3 月に「いのち支える広島プラン (第2次広島県自殺対策推進計画)」(以下、「第2次計画」という。)を策定し、計画期間中に目標値に達成したことや平成 30 年 7 月豪雨災害が発生したことから、平成 31 (2019) 3 月に「第2次計画」を見直し、計画期間を2年間延長した。令和 2 (2020) 年には、自殺死亡率(※)は 14.6 となり、自殺で亡くなった人は平成 22 (2010) 年以降では、もっとも少ない 401 人まで減少した。
- しかしながら、依然として、日本の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあり、また、令和 3 (2021) 年は、新型コロナウイルス感染症の影響で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、県内の特に中高年層の自殺で亡くなった人が増加し、4年ぶりに前年を大きく上回る深刻な状況となり、さらなる対策が求められている。
- こうした状況を踏まえ、これまでの取組成果及び課題を把握し、重点的に展開すべき取組を設定し、課題に的確に対応するとともに、継続事業と併せて、自殺対策を総合的・計画的に進めていくため、「いのち支える広島プラン (第3次広島県自殺対策推進計画)」(以下「第3次計画」という。)を策定する。

※自殺死亡率とは、人口 10 万人当たりの自殺で亡くなった人の数

### 第2章 広島県における自殺の現状

- 平成 22 (2010) 年以降、自殺で亡くなった人の数や自殺死亡率は減少傾向にあり、令和 2 (2020) 年には自殺で亡くなった人は 401 人となったが、令和 3 (2021) 年は、自殺で亡くなった人の数は 480 人、自殺死亡率は 17.6 に増加。
- 年齢階層別では、若年層及び高齢者層の自殺死亡率は、近年横ばい。中高年層は、近年減少傾向だったが、令和 3 (2021) 年に増加。

(※人口動態統計 R3 分の詳細は集計中のため、同様の傾向が把握できる警察庁自殺統計を参考に記載している。)

- 原因・動機別では、「健康問題」が最も多く、その中でもうつ病が多い。また、令和 3 (2021) 年は、例年に比べ、経済生活問題、家庭問題、勤務問題の全体に占める割合が増加。
- 職業別では、若年層・中高年層において被雇用者・勤め人の占める割合が大きい。
- 自殺未遂歴があり自殺で亡くなった人の数は、近年横ばいだったが令和 3 (2021) 年に増加。

図1 自殺者数（自殺で亡くなった人の数）の年次推移（平成9(1997)年から令和3(2021)年）

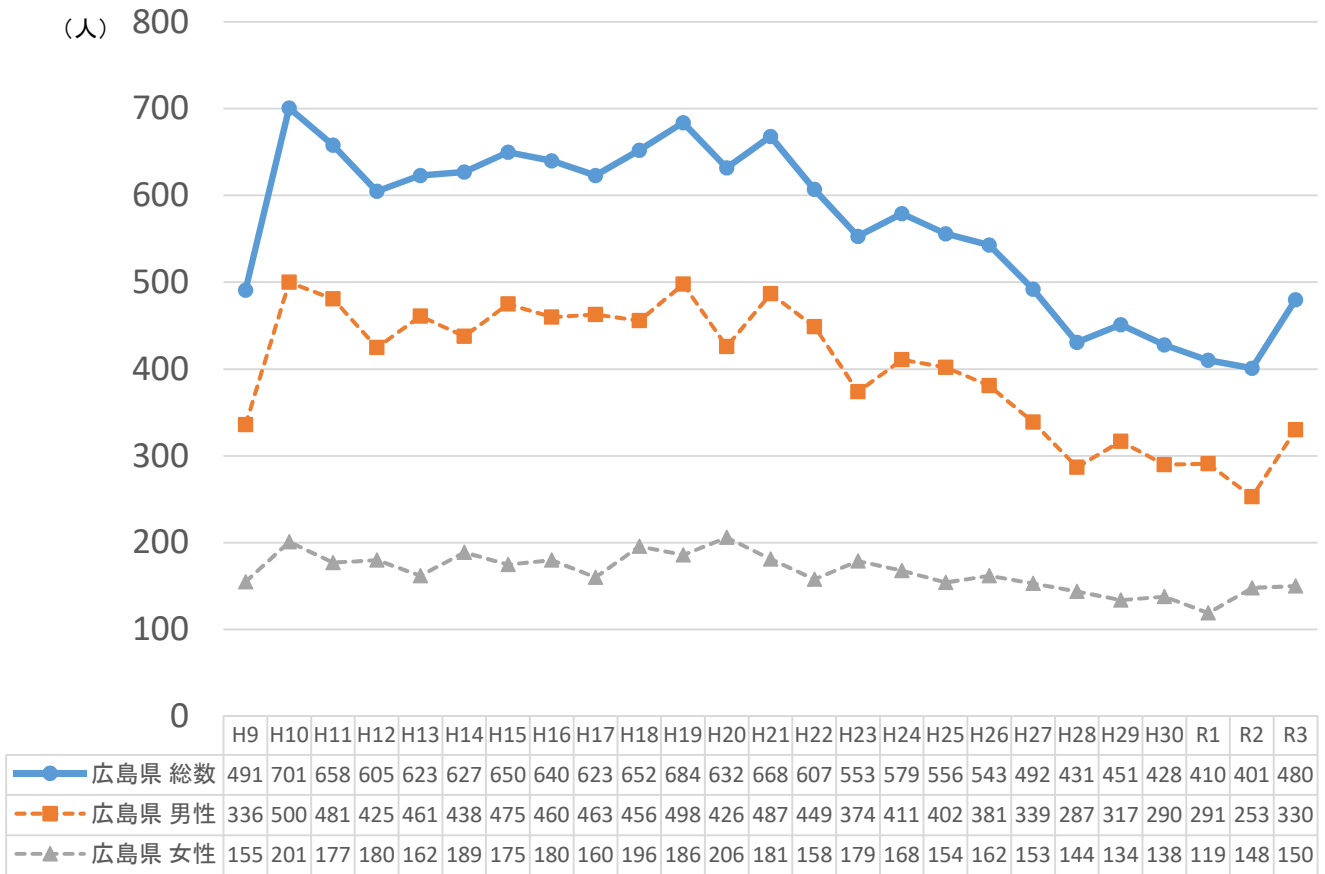
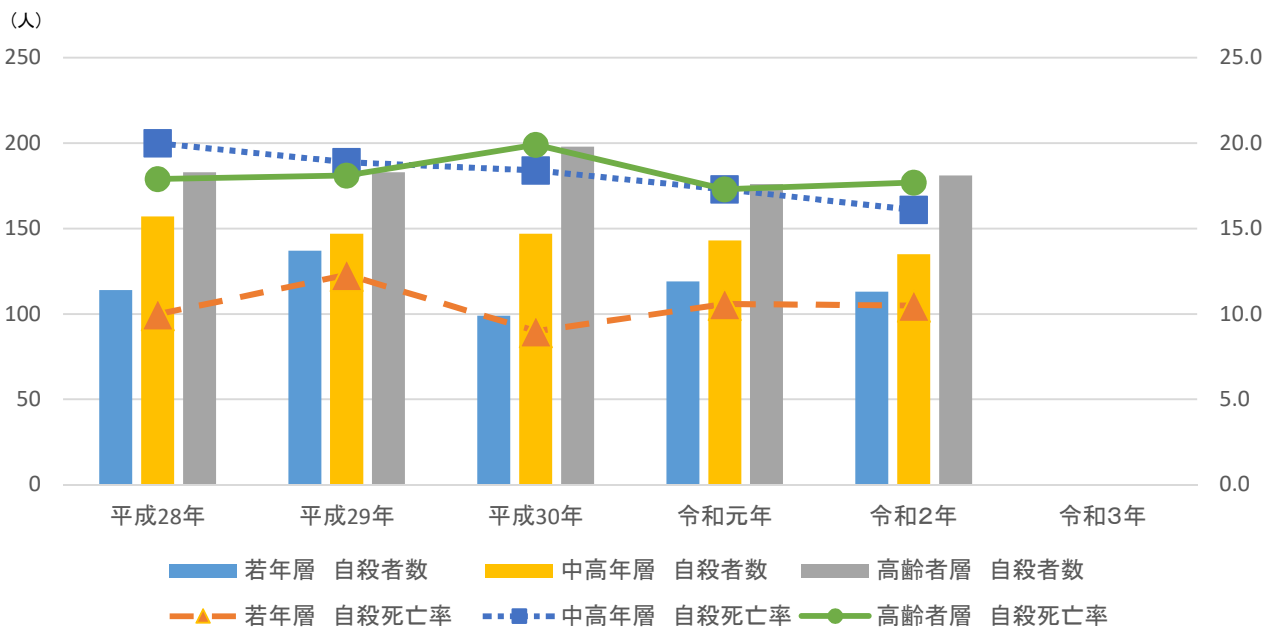


図2 年齢階層別の自殺者数・自殺死亡率の年次推移（平成28（2016）年から令和3（2021）年）



※令和3年の数値は集計中

図3 原因・動機別の自殺者（自殺で亡くなった人）の状況（平成28(2016)年から令和3(2021)年）

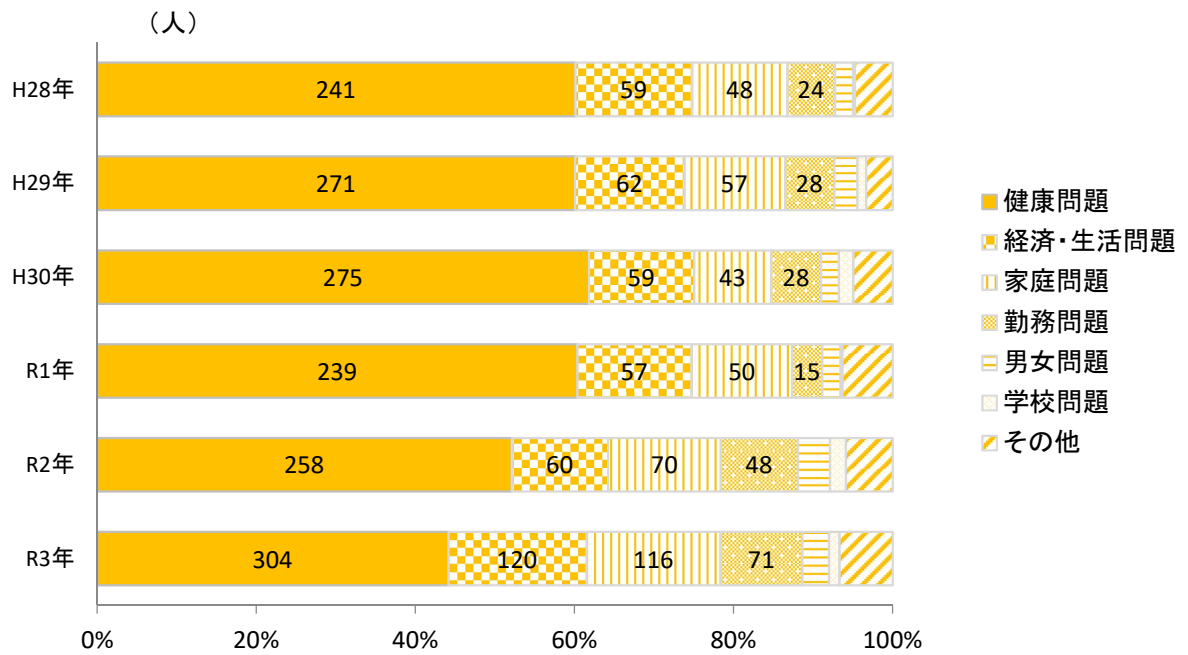


図4 原因・動機別の自殺で亡くなった人の状況（若年層・中高年層・高齢者層）（令和3（2021）年）

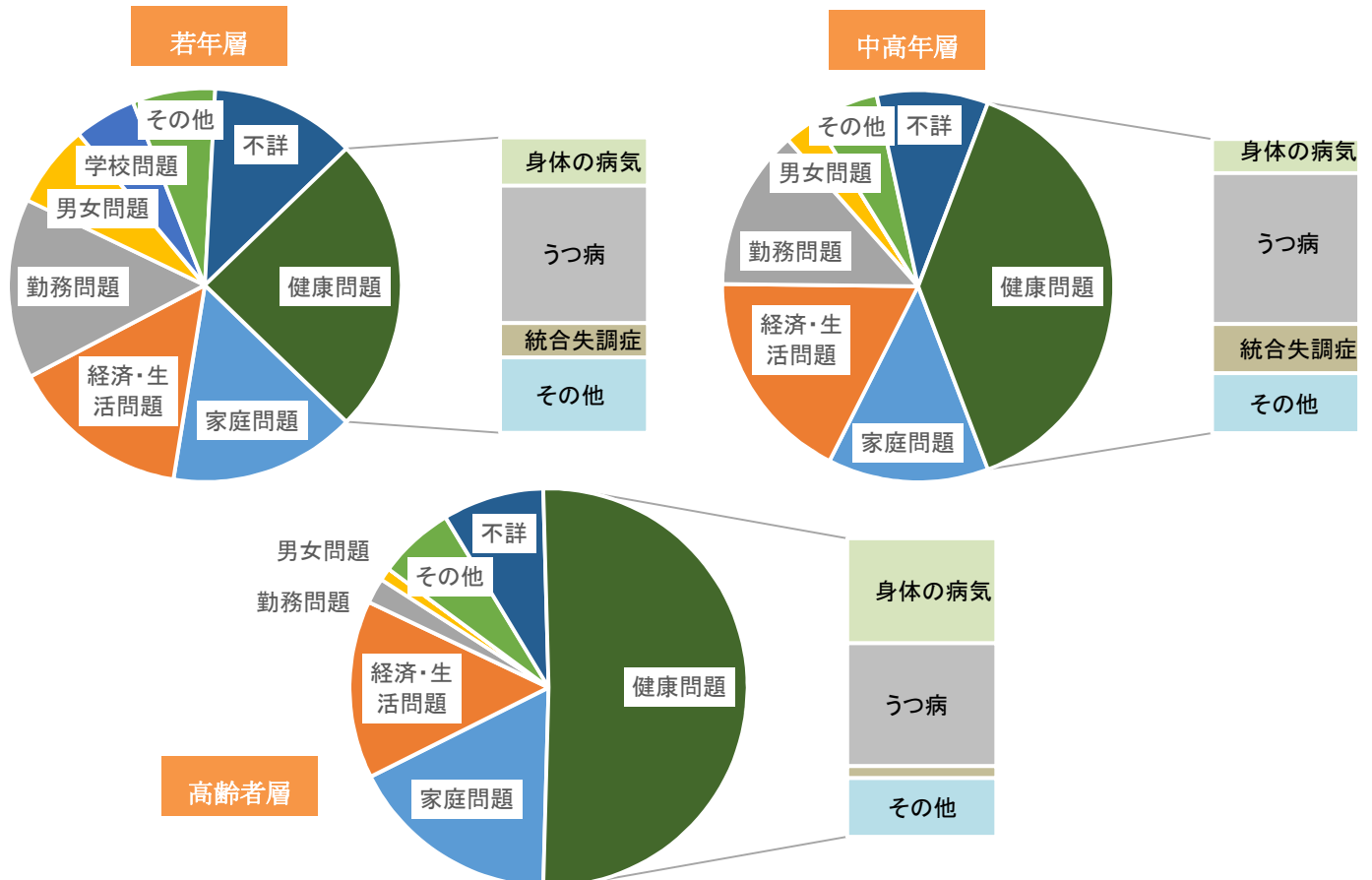


図5 職業別の自殺で亡くなった人の状況（若年層・中高年層）（平成28(2016)年から令和3(2021)年）

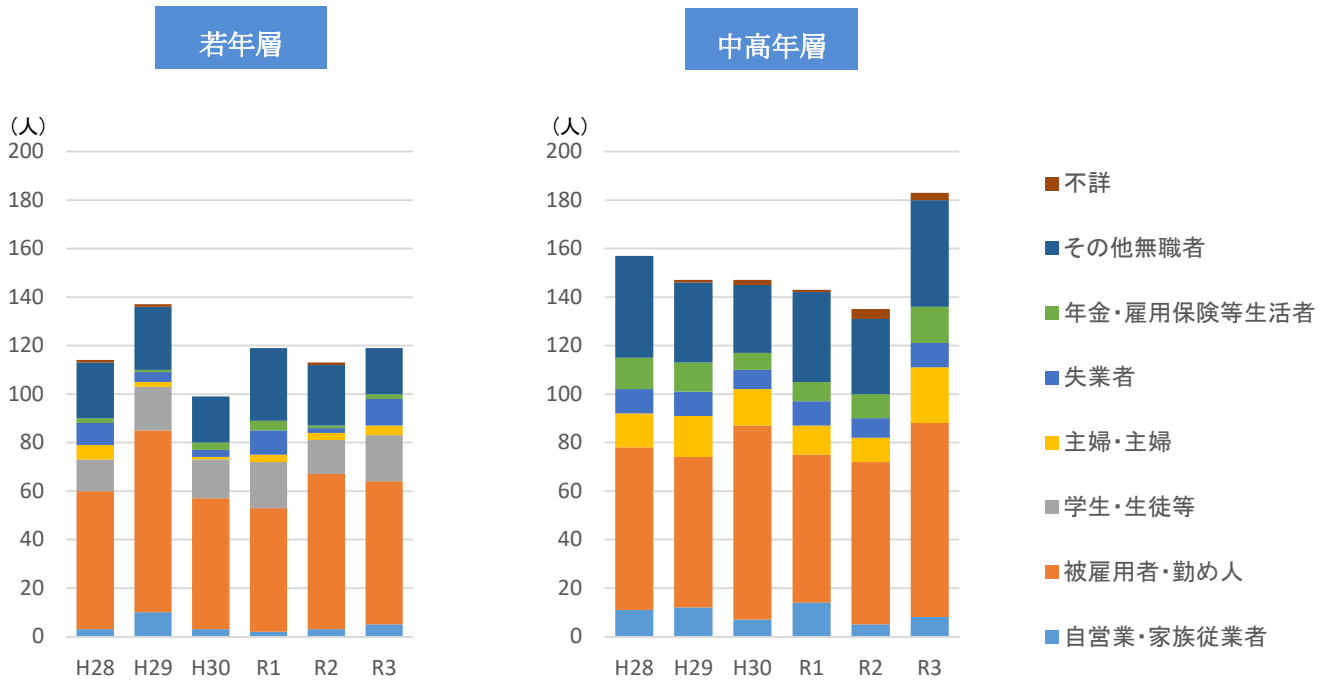
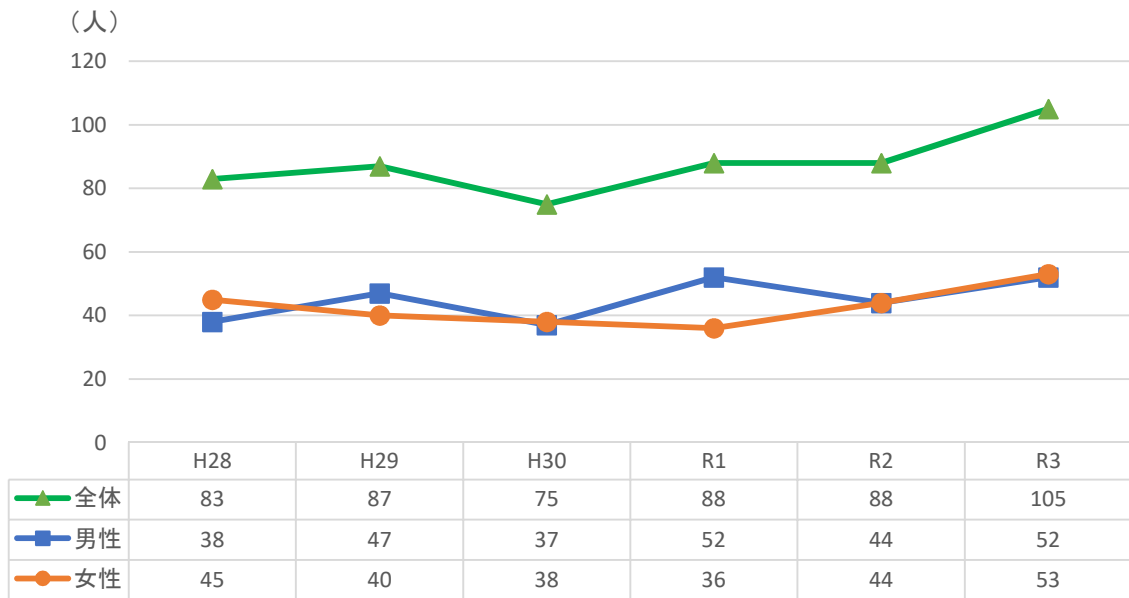


図6 自殺未遂歴があり自殺で亡くなった人の状況（平成28(2016)年から令和3(2021)年）



## 第3章 第3次計画の概要

### 1 目指す姿

第3次計画においても、生きる支援が日本一充実している県に向けて取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない社会（自殺者ゼロ）の実現」を目指す。

### 2 自殺対策の基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 自殺で亡くなる人の数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

### 3 計画の位置づけ

- 自殺対策基本法（平成18（2006）年法律第85号）第13条
- 自殺総合対策大綱（令和4年（2022）年10月）
- 「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」及び「広島県（第8次）「保健医療計画」

### 4 計画の期間

- 令和5（2023）年4月から令和10（2028）年3月までの5年間

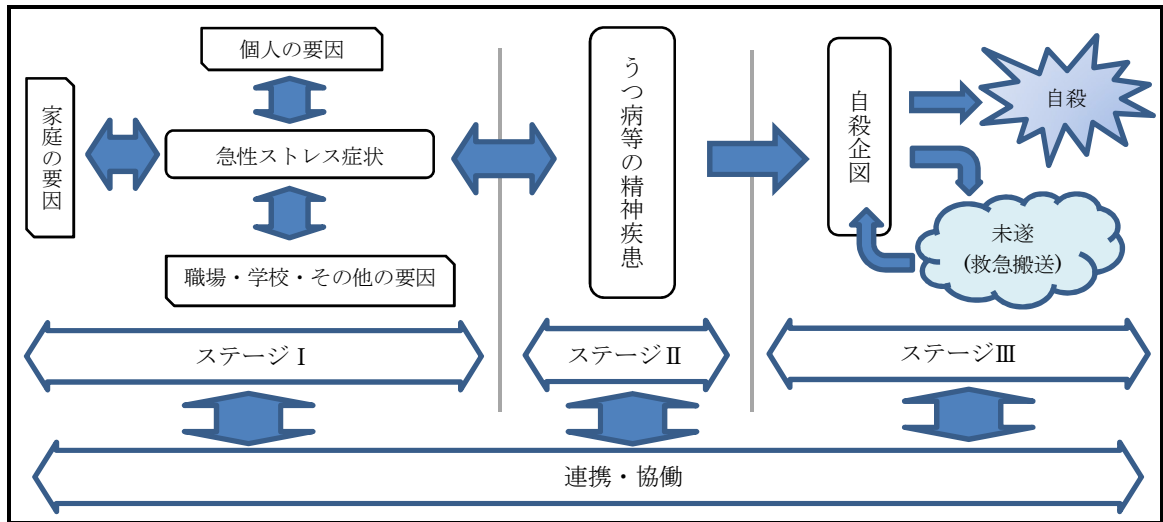
### 5 計画の基本的な考え方

- 生きる支援に関する取組を、基本施策・重点施策・生きる支援関連施策に区分
- 自殺企図に至るまでの段階を3つのステージに区分し、ステージごとに目指す姿を設定
- 評価指標を設定し、PDCAサイクル（※）に基づく、施策の検証を行い、より効果的な自殺対策を実施

（※）PDCAサイクルとは、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Action（改善）のサイクルを繰り返し、継続的な業務の改善を図るマネジメント手法

(1) 基本施策の取組

図7 自殺企図に至るまでの段階



① いのち支える社会的取組の充実（ステージⅠ）

～様々な要因によって、急性ストレス症状が起こる段階～

- 悩みを抱えた人が躊躇なく相談でき、社会的な支援を利用することへの抵抗感を減らすために、県民一人ひとりが自殺に対する正しい知識を理解し、見守る社会の実現が必要。
- 身近な人が悩みに気づき（ゲートキーパーの養成など）、悩みに応じて各種相談機関につなぎ、場合によっては早めの受診を勧奨できる支援体制の整備が必要。
- さらに、生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）を増やし、阻害要因（自殺のリスク要因）を減らすため「いのち支える社会的取組の充実」が必要。

② 精神保健医療福祉サービスの充実（ステージⅡ）

～急性ストレス症状が長期化し、うつ病等の精神疾患を発症する段階～

- うつ病等の精神疾患の状態にある人を早期に発見し、早期に精神科医療につなぎ、また、精神科医療につながった後も、様々な問題に対して包括的に対応するため「精神保健医療福祉サービスの充実」が必要。

③ 自死遺族の支援の充実（ステージⅢ）

～自殺企図に至る段階～

- 遺された人は心理的苦痛や困難を抱えており、遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供など継続的な支援を受けるため「自死遺族の支援の充実」が必要。

④ 連携・協働して支援する体制の整備（ステージⅠ・Ⅱ・Ⅲ）

- 自殺対策の効果を最大限発揮させて、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、各ステージで各関係機関が「連携・協働して支援する体制の整備」が必要。

ステージ	基本方針 (目指す姿)	施策の方向
Ⅰ	いのち支える社会的取組の 充実	住民への啓発とスティグマの解消
		自殺対策を支える人材の育成
		生きることの促進要因への支援
Ⅱ	精神保健医療福祉サービスの 充実	適切な精神科医療の提供
		保健福祉サービスとの連動
Ⅲ	自死遺族の支援の充実	遺された人の苦痛の緩和
連携・協働して支援する体制の整備		関連施策及び関係機関の連携と総合的な対策の 推進
		市町への支援の強化

## (2) 重点施策の取組

各種相談窓口の効果的な周知や相談窓口間の連携強化等により、悩みを抱えている人が、早期に適切な支援につながるようにするため、次のとおり重点的な取組を設定

- ① 若年層（40歳未満）への対策
  - ICTを活用した対策
  - 子どもからの相談への支援
- ② 中高年層（40～59歳）への対策
  - 相談窓口の広報・周知及び相談支援の強化
  - 経済生活相談とこころのケアの連携
  - 労働相談とこころのケアの連携
  - 職場のメンタルヘルス対策
- ③ 高齢者層（60歳以上）への対策
  - 医療・保健・福祉へのつながりの強化
  - 相談支援の強化
- ④ 自殺未遂者への対策
  - 未遂となった人の再企図の防止
- ⑤ 全年齢層への対策
  - 孤独への対策，人とのつながりの強化
  - 相談窓口情報等の分かりやすい発信とハイリスク者への相談支援

## 6 目標の設定

### (1) 総括目標

指標	現状 令和3（2021）年	目標 令和9（2027）年	増減
自殺死亡率 (人口10万人当たり)	17.6	13.2以下	▲4.4
(自殺で亡くなった人の数)	480人	360人以下※	▲120人

※令和9（2027）年の広島県推計人口から算出



(2) 評価指標（プロセス評価）

基本施策及び重点施策のうち進捗などが確認できる施策について評価指標を設定し、各取組の点検・評価により、計画の実効性を高め、効果的な推進を図る。

ステージ	指標	現状 令和3(2021)年度	目標 令和9(2027)年度
I いのち支える社会的取組の充実	相談機関職員を対象としたゲートキーパー研修の実施市町数	14 市町	19 市町以上
II 精神保健医療福祉サービス	かかりつけ医と精神科医及び相談支援機関等の連携に関する研修会の開催圏域数	4 圏域	7 圏域
III 自殺企図に至った人や自死遺族の支援の充実	自死遺族支援施策の広報誌やWEBを通じた情報提供市町数	10 市町	23 市町
重点① 若年層	こころのライン相談@広島県の若年層（40歳未満）相談件数	1,921 人/年	3,700 人以上/年
重点② 中高年層	経済生活相談窓口においてメンタルヘルスの課題のある人を適切な支援につないだ割合	45%	56%以上
	「ひろしま企業健康宣言事業所」においてメンタルヘルス対策（相談体制、産業医との面談等）に取り組んでいる事業所の割合	62.1%	80%以上
	ストレスチェックの結果を集団分析した事業所の割合	81.5%	90%以上
重点③ 高齢者層	かかりつけ医と精神科医及び相談支援機関等の連携に関する研修会の開催圏域数（再掲）	4 圏域	7 圏域
重点④ 自殺未遂者	未遂となった人への介入支援を実施している圏域数	2 圏域	4 圏域以上
重点⑤ 全年齢層	「こころのライン相談@広島県」の年間対応率	68.5%	100%

## 第4章 施策の方向と具体的取組

## 基本施策

ステージ	基本方針 (目指す姿)	施策の方向	施策項目
I	いのち支える 社会的取組の 充実	住民への啓発とスティグマの解消	ア 重点的な啓発活動
		自殺対策を支える人材の育成	ア 多分野での人材育成 イ ゲートキーパーの養成 ウ ゲートキーパー養成研修に係る講師養成
		生きることの促進要因への支援	ア 子どもや保護者への支援 イ 家庭・男女問題への支援 ウ 経済・生活問題への支援 エ こころの問題への支援 オ その他の問題への支援 カ 自殺予告事案等への対応
II	精神保健医療 福祉サービスの 充実	適切な精神科医療の提供	ア 精神疾患等への支援 イ 慢性疾患等への支援
		保健福祉サービスとの連動	ア 保健・福祉に関する支援
III	自死遺族の支援の充実	遺された人の苦痛の緩和	ア 自死遺族への支援 イ 支援体制の充実
連携・協働して支援する 体制の整備		関連施策及び関係機関の連携と 総合的な対策の推進	ア 関連施策及び関係機関との 連携・協働
		市町への支援の強化	ア 市町との連携・協働

重点施策

対象	施策の方向	具体的取組
若年層	I C Tを活用した対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNSを活用した相談体制の構築</li> <li>・ 生きる支援に関するイベントや取組の周知</li> </ul>
	子どもからの相談への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒のこころの相談対応職員への研修</li> <li>・ スクールソーシャルワーカー配置事業</li> <li>・ SOSの出し方や精神疾患への正しい理解や適切な対応に関する教育</li> <li>・ 保護者等への啓発</li> <li>・ 教職員等に対する研修</li> <li>・ 児童生徒への相談窓口の効果的な周知</li> </ul>
中高年層	相談窓口の広報・周知及び相談支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I C Tを活用したプッシュ型の広報</li> <li>・ 相談窓口（SNS，電話等）の設置</li> </ul>
	経済生活相談とこころのケアの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済生活相談窓口における効果的な広報</li> <li>・ 経済生活相談の窓口職員に対する研修</li> <li>・ 生活困窮者自立支援体制の整備支援</li> <li>・ 多重債務に関する相談窓口の連携強化</li> <li>・ 自殺ハイリスク者への法的支援事業</li> </ul>
	労働相談とこころのケアの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働相談窓口における効果的な広報</li> <li>・ SNSを活用した勤務問題への相談体制の構築</li> <li>・ 労働相談の窓口職員に対する研修</li> <li>・ 労働相談コーナーの運営</li> <li>・ 労働関係機関との連携</li> </ul>
	職場のメンタルヘルス対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場における効果的な広報</li> <li>・ 事業所の産業保健スタッフ等に対する研修</li> <li>・ ストレスチェックを活用した取組の支援</li> <li>・ 働き方改革推進事業</li> </ul>
高齢者層	医療・保健・福祉へのつなぎの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療連携体制の構築</li> <li>・ こころの健康に関するかかりつけ医研修</li> <li>・ 地域包括ケア体制の構築</li> </ul>
	相談支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話による相談窓口の設置</li> </ul>
未遂者 自殺者	未遂となった人の再企図の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期介入と包括的な支援体制の構築</li> <li>・ 自殺未遂者支援連絡会議・研修</li> <li>・ 未遂となった人及びその家族等に対する支援</li> <li>・ 未遂となった人への対応に関する研修</li> </ul>
全年齢層	孤独への対策，人とのつながりの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における支え合い活動の推進</li> <li>・ 声かけ，見守りの推進</li> </ul>
	相談窓口情報等の分かりやすい発信とハイリスク者への相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島県自殺・うつ病対策情報サイトの充実</li> <li>・ 検索連動広告の実施</li> <li>・ プッシュ型の情報発信</li> <li>・ インターネット・ゲートキーパーの実施</li> </ul>

生きる支援関連施策

→ 計画冊子の巻末に施策一覧を掲載

表紙中央は、平成 19（2007）年度に公募し、県民の応募作品の中から決定した、広島県自殺対策の「シンボルマーク」と「標語」です。